

**こどもに関する各種データの連係による支援実証事業
(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)
実施計画書**

1. 公募団体名

あいち小児保健医療総合センター 保健センター

2. 公募団体代表者氏名

加藤美穂子

3. 事業の実施計画

この事業のポイントは次のとおり。

1. 身体的虐待、ネグレクトなどの養育については、医療関係者が接する現場（乳幼児健診や小児科外来、救急外来の場面）の、何気ない気づきから、関係者との情報共有がされて気づかれることが多い。本計画はその医療現場からの提案であること。
例：双子の発達経過観察で、親子の愛着形成に問題がありそうと気づく
救急外来で、防ぎ得た外傷から子どもを守れない養育環境だと気づく
健診で母子手帳の記載が乏しく、ワクチン接種が滞っていることに気づく
2. 医療や保健部門における気づきからフラグを立て、養育者や子どもをサポートすることができる仕組みであること。
3. 新生児期や小児救急などの部門に特化したものではなく、あくまでも一人の子どもに紐づいた（発生した）データを活用するシステムであること。
4. これらの支援システム構築を愛知県の保健センターとして行おうという取り組みであること。（他の都道府県でも展開可能な仕組みである）

この事業の愛知県における目標は次のとおり。

1. 医療の現場で気づかれている虐待や不適切な養育のサインを、フラグとしてシステム上に記録することを実現させること。
2. 本データ連携事業のシステムに登録されたフラグに対し、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）などの場で閲覧し、必要な支援をプッシュ型で展開すること。

(1) 実証事業に参加する理由

代表機関であるあいち小児保健医療総合センターでは、小児救急を含む小児総合病院の機能と、愛知県の小児保健の基幹部門である保健センターが併設されている。小児救急部門

は軽症が多い一次救急から重症な三次救急まで、年間8,000名ほどの診療実績があり、疾患の種類を問わずに診療をおこなっている。そのため、小児医療機関であるものの、救急での外傷の診療経験が多く不適切な養育を察知し、養育者への傷害予防教育などもおこなっている。

愛知県では、あいち小児保健医療総合センターが診療部門と保健部門の両者が存在し、子ども虐待への対応実績が豊富であること、虐待対応への情報集約と専門家間の情報共有の必要性から、子どもの権利擁護ワンストップセンター化構想を持っており、あいち小児保健医療総合センターがその機能を担うことを検討している。本実証事業では医療機関からの情報を、要対協の関連機関が活用・共有するための基盤構築を第一の目的とする。

本事業では、医療者（主に医師）が接する現場での虐待の可能性や要支援の判断についての気づきをフラグ化し、個人の同意に基づいて要対協等サービス提供者が適切に利活用できるようにすることで、適切なサービス提供者からプッシュ型のサービス提供を可能とする環境の実証を目指すものである。本事業にあたって、個人情報保護法を遵守する形で流通させることを前提とする。

事業の実施にあたり、これまでの実証研究等の知見を集め、愛知県の子ども虐待のワンストップセンター化につながるような情報基盤の構築を目指す。

(2) 実証事業で想定するモデルプラン（何を目的に、誰と、どのデータを連携・活用して、どのように支援へとつなげることを狙うのかわかる全体像）

小児医療における課題は様々であるが、子どもに対する不適切な養育（特に身体的虐待や性的虐待）の兆候を早期に検知し未然に防止することは優先事項である。子どもの養育と密接な関わりを持つ医療機関において、それらの兆候を捉える機会が多いことはあまり知られていないが、実際には医療機関や救急隊からの気づきから、地域での保健・福祉の介入につながる事例は少なくない。

あらゆる面で弱者である子ども達を守るためには、現在多くの関連部署でばらばらに収集されている子どもに関する気づきを促す情報をまとめ、関係者がその情報に素早くアクセス出来ることが必要であるため、あいち小児保健医療総合センター保健センター内にワンストップセンターを設置する。ワンストップセンターを設置する際の問題は、子どもに関する気づきを促す情報を収集している医療関連の部署が分散していることと、それらの情報は個人情報保護法で守られるべきものであるということとを両立させることである。

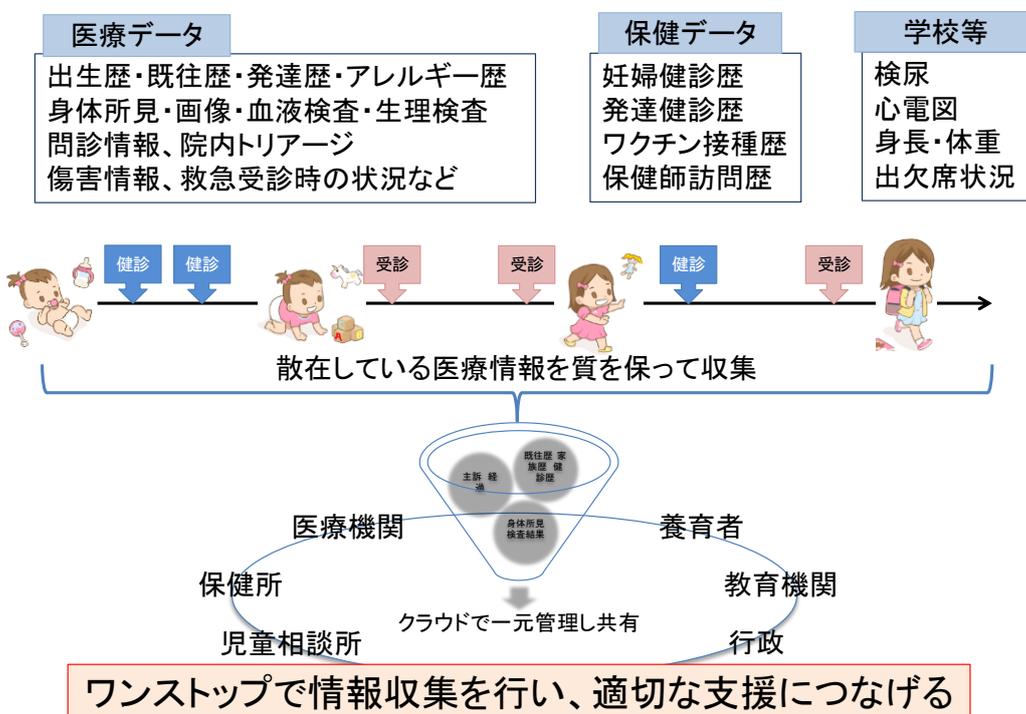
分散している関連部署が集めた情報を集約するにあたり、各部署で得られた情報は本人や代諾者の同意がなければ流通させることは出来ないため、養育者の同意を逐次取得する手続きが必要となる。しかし、養育者の同意状況（どの情報をどの関連部署に提供することに同意しているのか）について、センター側が適切に把握し管理することが出来るようになれば、子どものニーズに応じた支援が可能となる。一方で、医者判断により子どもに対する不適切な養育が疑われた場合は、個人情報保護法に基づき対応する必要がある。また、不

適切な養育が疑われる情報として診察所見等を共有する場合においても、多種多様な医療情報の中から適切な情報を抜き出すには煩雑な作業が伴う。多忙を極める医療現場においてそうした作業を強いるのは現実的ではないが、本事業においては情報流通基盤を活用することにより比較的容易に必要な十分な情報を提供することが可能となる。

複数施設をまたがって実施した場合、要対協において当事者の特定が困難になる点を考慮し、自治体の管轄対象の当事者を絞り込む仕組みもあわせて検討する。

こどもの権利擁護ワンストップセンター構想(データ連携)

養育者、医療、保健、教育機関等からの情報を一元化、子ども支援のワンストップセンター構想



本事業を起点とした将来構想図

(3) 実証事業で連携するデータ項目

- ・ 支援の必要性（医療、福祉、虐待、など）を示すフラグ情報
- ・ 支援の種類、レベル、登録者などの付帯情報（必要な情報については検討する）
- ・ 要支援対象者の絞り込みを使用するための情報（郵便番号・生年月日等）
- ・ 個人情報保護法の除外規定に該当する不適切な養育を示す情報（診察所見等）

(4) 実証事業で連携する部署、関係機関等、実証事業に参加する関係者の体制、役割等

- ・ あいち小児保健医療総合センター：

- ・ 日常診療、新生児領域、救急搬送、救急外来における医師によるフラグデータの入力
- ・ 個人情報保護法の除外規定に該当する判断情報の入力
- ・ 要対協関連施設：フラグデータ、診察所見等の閲覧（協議中）
- ・ 聖マリアンナ医科大学：既存システムに追加設定する新生児領域等の実装支援
- ・ 東京都立小児総合医療センター：臨床研究および解析支援
- ・ 慶應義塾大学小児科学教室：精神保健分野のアドバイザー
- ・ 国立成育医療研究センター情報管理部情報解析室：基盤システムのアドバイザー

以上の役割分担、情報連携を目指す。

（５）実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

フラグデータの収集にあたっては、フラグデータの入力・管理・参照する仕組みを構築する。医療施設における本人・養育者の本実証事業への参加同意は、既に導入されている情報流通基盤上で取得する。救急現場や新生児領域でのフラグ情報の取得も促進するため一部システムの拡張を実施する。（拡張するシステム自体は既に導入されているシステムの設定を変更することで導入可能である。）個人情報保護法に該当する情報（診察所見等）は、適切な情報項目の設定を可能とするようにシステム拡張を行う。これらのシステムの管理主体は、情報流通基盤を担当するシステムベンダー（株式会社シーエスアイ）である。

・ 医療機関

下記におけるシステム上に実装するフラグデータ入力、診察所見入力システム

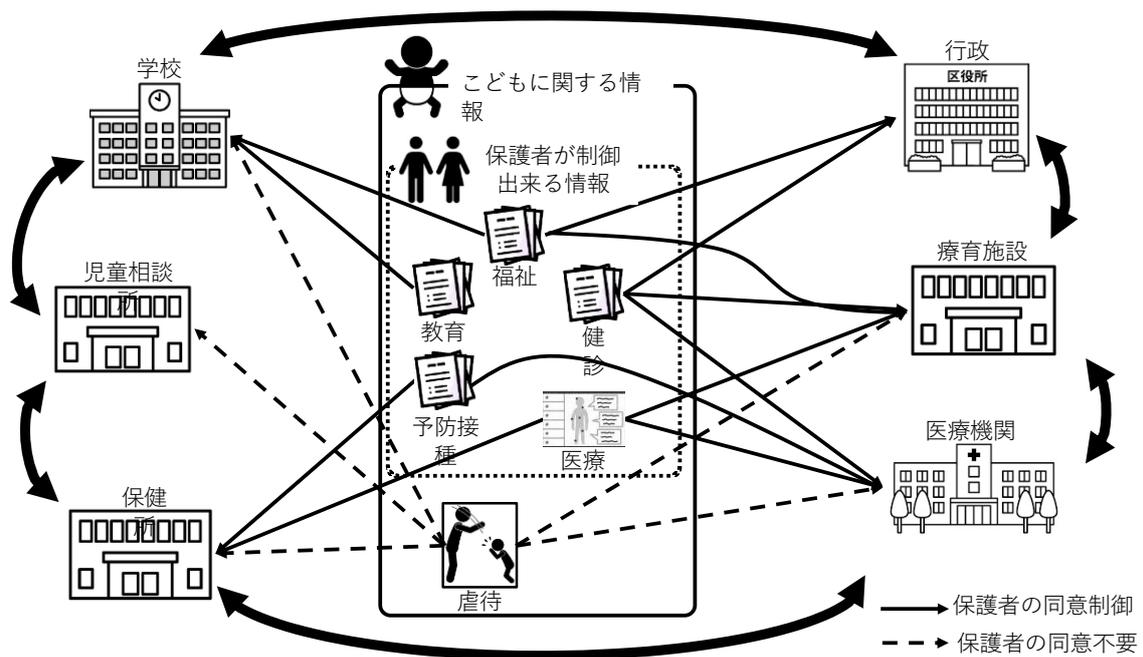
- ・ 日常診療（問診システム、医師による所見入力・診療支援システム）
- ・ 新生児（問診システム、医師による所見入力・診療支援システム）
- ・ 救急（院内トリアージにおける権利擁護入力システム、救急隊による入力システム）

※上記以外の機関、場面におけるフラグデータ入力、診察所見入力システムの実装形式についても検討を行う

（６）実証事業で連携するデータの流通と制御（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）

フラグデータは、養育者の同意に基づいて、流通制御される。虐待・児童の健全なる育成並びに子どもの生命を脅かす状態に該当する場合は、個人情報保護法に基づく。

（図参照）



図：子どもに関する情報の流通に関する将来像

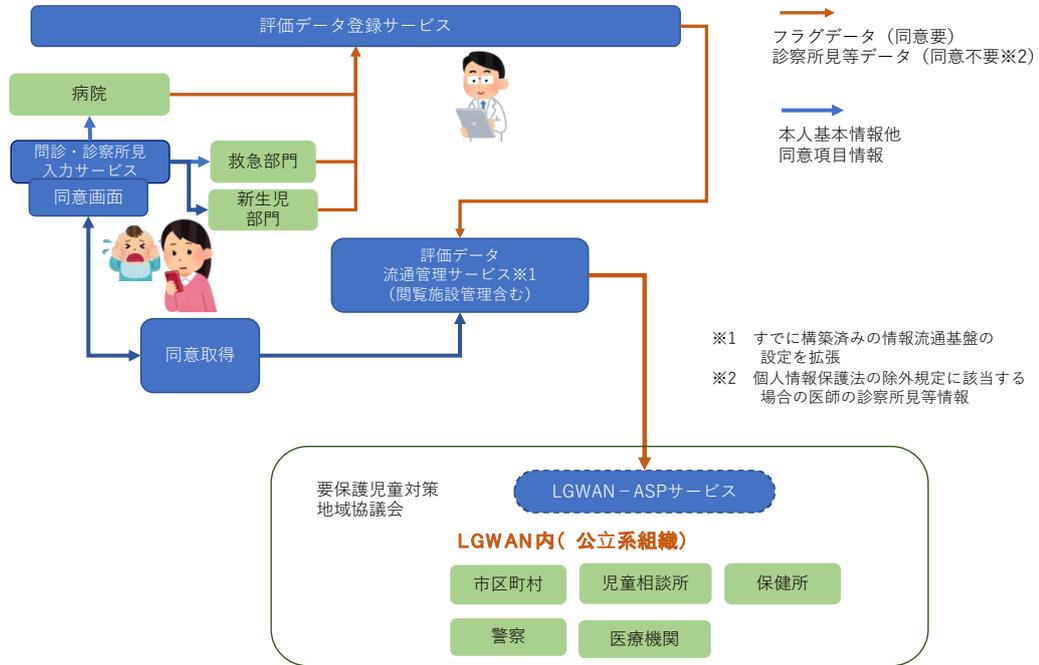
(7) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法

医療者（主に医師）の入力による虐待の可能性や支援の必要性に関するフラグデータを、養育者の同意に基づいて適切な範囲で共有することで、各サービス提供者から必要な支援を検討可能とする。虐待・児童の健全なる育成並びに子どもの生命を脅かす状態に該当する場合は、個人情報保護法に基づき共有される。本事業では、要保護児童地域対策協議会（要対協）などの場でこれらを一覧可能とする。

(8) 実証事業で連携するシステムの構成図

全体のシステム概要は、図のような構成となる。

こどもに関する各種データの連係による支援実証事業 システム概念図

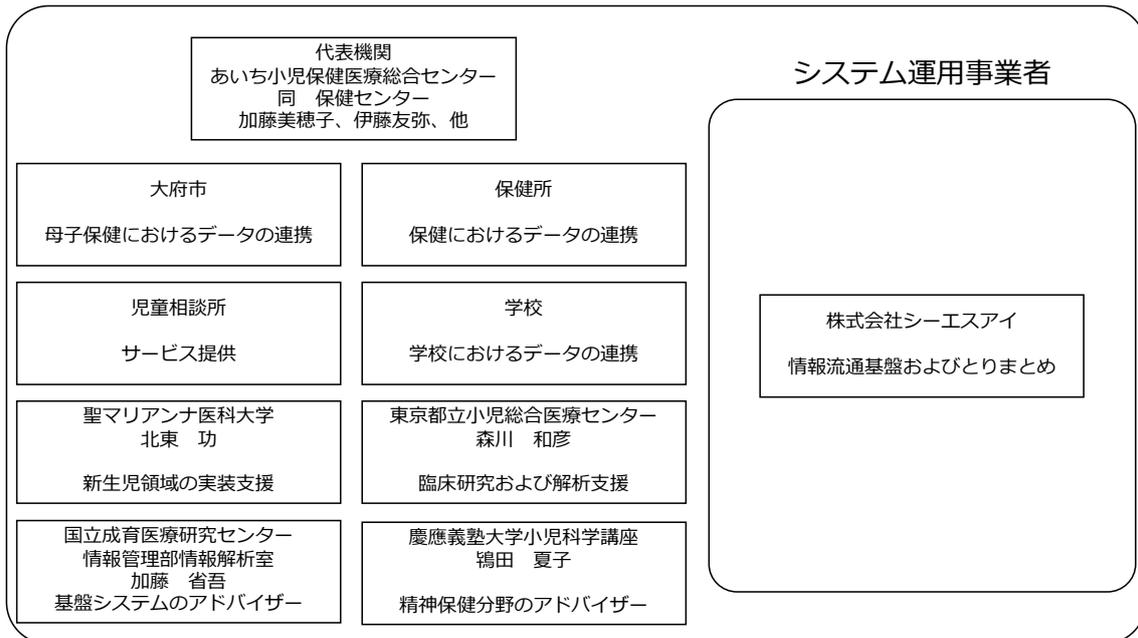


図：システム全体像

(9) 実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制

図のようなコンソーシアムの体制で実施する。

コンソーシアム



(10) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）の検討状況

あいち小児保健医療総合センターに設置されている倫理審査委員会に諮る。

(11) 検証項目の検証方法

医療（日常診療、新生児、救急）における医療者（主に医師）が接する現場での虐待の可能性や支援の必要性に関する気づきをフラグ化する。

本人・養育者による同意に基づいて、要保護児童地域対策協議会（要対協）などの場で、閲覧権限を与えられた関係者のみが閲覧できるようアクセスコントロールを行う。虐待・児童の健全なる育成並びに子どもの生命を脅かす状態に該当する場合は、個人情報保護法に基づき共有される。 LGWAN-ASP サービスにより、LGWAN 系で閲覧できる環境を準備する。

虐待の可能性や支援の必要性に関する気づきをフラグ化し、サービス提供者に適切に共有し、プッシュ型のサービスを提供できる環境を整えるとともに、課題を抽出する。

また、実証した環境、抽出した課題に基づいて、全国の他の自治体に展開する方策について整理する。

なお、検証方法については、登録されたフラグ数の他、事象事業開始前後の要対協での取り扱い件数、その後の支援数をモニタリングする。ただし、今年度は大府市のみをフィールドとした実証であるため、登録されるフラグ数自体が少ないことが見込まれる。愛知県としては、来年度以降は順次、児童相談所管轄単位（具体的には、まずは知多児童相談所）から全県への普及を見据えているため、フラグを立てて閲覧し、支援につなぐことができるかどうかを検証されることで、次のステップにつながる事業であると考えている。

(12) スケジュール

本事業の目標を達成するための実施スケジュールは、以下の3点に分けて立案をする。

(表)

(ア) 協定締結

本事業の実現に必要な協定の締結を6月までに実施する。

(イ) システム構築

システム構築については全体として12月までには終了をする。

・フラグ設定

本事業の核となるのは虐待や不適切な養育の兆候を示すフラグ設定である。

本事業が活用する情報流通基盤については、すでに構築されているため、フラグ

の設定を6月中に終了する。

その段階で既存のシステムへの実装は可能となるが、実装の時期については検討をする。

- ・情報項目（診察所見等）の設定

情報流通基盤の定義に基づき情報項目を設定する。

9月までに項目の適切性に関する検証を行う。

- ・閲覧項目設定

フラグを設定することができる職種（機関）は、当面医療者（主に医師）を想定して、将来的な可能性を加味して幅広く用意する予定である。フラグが上がった対象について、閲覧できる項目については制限を設定する必要がある。その閲覧項目の初期設定を6月までに行い、適宜改善していく予定とする。

- ・閲覧権限設定

フラグを設定することができる職種（機関）にIDが割り振られる。そのIDごとに閲覧権限の設定が必要となる。その閲覧権限の設定は7月までに設定をする予定とする。

- ・システム開発

フラグ設定、閲覧項目／権限の設定を含め、フラグ設置／閲覧するためユーザーインターフェース等のシステムの開発を行う必要がある。年度内に実証を行う必要があるため、システム全体の開発は年内に終了させる必要がある。11月を目標に設定する。

- ・システム実装

開発されたシステムを実装し、フラグ登録、フラグ情報の閲覧が可能かどうかの実証を年度内に行う。

(ウ)情報共有

本事業の実現には、システム開発と同時にプッシュ型の支援を行うための環境整備が必要である。その主な調整機関としては要対協を想定している。

- ・大府市との協議

まずは、あいち小児保健医療総合センターの所在地である、愛知県大府市を中心に環境整備を行い、本事業を検証する。そのため、大府市の要対協の窓口となるこども未来課と本事業についての協議（要対協との連携の在り方、具体的な支援へのつなぎ方等）を行う。基本的には本事業の間は協議を継続するが、主な検討事項については7月までに方向性を定める予定とする。

- ・要対協との協議

要対協とフラグの設定や閲覧項目などの意見交換を行い、必要であればシステム開発にフィードバックを行う。そのため、6月から8月をめどに、情報の共

有方法、および得た情報からどのような支援を行うのかの方針を定める予定とする。

- ・ 閲覧実証

関係者間の協議に基づき、システム開発を進め、2023年1月から3月までの間に実証を行う。(システム開発が前倒しできた場合、閲覧実証についても可能な限り前倒しして開始する)

あいち小児センター 子どもデータ連携事業実施計画

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協定	協定締結	↔											
	フラグ設計	↔											
システム構築	項目設定		↔										
	閲覧権限設計 & 設定			↔									
	問診・フラグ 実装 & 導入		↔										
	運用と改善		↔ 試行運用					↔ 本格運用					
	データ評価				↔ 一次評価							↔ 二次評価	
	連携環境構築 (LGWAN)							↔					
	大府市と協議		↔										
情報共有	要対協と協議						↔						
	閲覧実証									↔			

9月の段階ではフラグの入力とデータの一次評価が行われている

4. 来年度以降の予定

あいち小児保健医療総合センターとしては、本事業を足がかりとして段階的に愛知県全体、ひいては全国規模で本取り組みを拡大可能とする構想を持っている。

以下にその構想の概要を提示する。

- ・ ステップ1

2022年度は大府市（人口93,154人）を実証フィールドとしてフラグ設定／プッシュ型支援の実証を行う。

- ・ ステップ2

2023年度以降、大府市から拡大させていく。具体的には知多半島をカバーする知多児童相談所の管内（人口628,759人）に拡大させて実証を行う。

全国規模では小児科保有の約 260 の病院施設への展開を図る。

- ・ステップ3

知多児童相談所管内での実証ができれば、愛知県全体の市町村および児童相談所に順次展開し、愛知県の保健福祉サービスとして展開する。(そのような展開を見込み、2022 年の実証事業では愛知県内の関係機関数を想定した ID 発行／権限設定を行う) 全国規模としては、小児科保有病院の連携先である小児科クリニックへの展開を図り、全国自治体への情報提供体制の整備を進める。

以上